

# 5. 誘導施設

## 5 誘導施設

### 5-1 誘導施設とは

誘導施設とは、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされており、都市機能誘導区域内に立地を誘導する施設です。

国土交通省が公表する「立地適正化計画作成の手引き」では、誘導施設例として、以下の施設を例示しています。

表 誘導施設例

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中枢的な行政機能</li> <li>例. 本庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> <li>例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例. 相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>例. 延床面積●m<sup>2</sup>以上の食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能</li> <li>例. 病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けることができる機能</li> <li>例. 延床面積●m<sup>2</sup>以上の診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能</li> <li>例. 銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>例. 郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例. 文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>例. 図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

資料：立地適正化計画作成の手引き（令和6年4月版）、国土交通省

## 5-2 誘導施設の方向性

現状で都市機能誘導区域内のみに立地している都市施設は、誘導施設に設定することを基本とします。

「十日町市都市計画マスタープラン」で位置づける地域拠点の拠点機能の維持に不可欠な都市施設については、各地域において市民の日常生活に必要な機能と捉え、誘導施設としないことを基本とします。

また、現在、都市機能誘導区域内外に立地する都市施設については、まちづくりの方針を踏まえ、以下の2つの視点に基づき、誘導施設として設定します。

### 【まちづくりの方針】

中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市構造を維持しつつ、コンパクトで利便性の高い賑わいある市街地づくり

### 【誘導施設の方向性（設定の視点）】

#### 誘導施設として位置づける都市施設

- 多様な世代が利用し、まちなかにおける賑わい・交流の創出に寄与する都市施設
- 全市民を対象とした拠点的功能を有し、高齢者等をはじめとする多様な世代が公共交通でも容易にアクセス・利用できるよう、まちなかに立地・誘導を図るべき都市施設

#### 誘導施設としない都市施設

- 中心市街地・郊外部・中山間それぞれの地域において、住民の日常生活に必要な都市施設

## 5. 誘導施設

### 5-3 各種都市施設の立地状況

誘導施設の方向性を踏まえながら、本市において、誘導施設の候補となる各種都市施設の立地状況を下表に整理します。

表 都市機能誘導区域内における施設の立地状況

機能	分類		誘導区域内の 既存の施設	
行政機能	市役所本庁舎		○	
介護福祉 機能	地域包括支援センター		△	
	高齢事業施設		△	
	障がい事業施設		△	
子育て 機能	認定こども園・保育所		△	
	児童センター		×	
	子育て支援センター		△	
商業機能	ドラッグストア		△	
	スーパーマーケット		△	
医療機能	病院（病床数 20 床以上を有する施設）		○	
	診療所（病床数 19 床以下の施設）		△	
	その他医療施設（医療・福祉複合施設）		○	
金融機能	銀行		△	
	J A ・ 郵便局		△	
教育・文化 機能	教育	小学校	×	
		中学校	×	
		高等学校	△	
		専門学校等	○	
	文化・交流	公民館・コミュニティセンター		△
		図書館		△
		博物館・美術館		△
		体育館		△
		その他交流機能		○

※「○」は誘導区域内のみに立地、「△」は誘導区域内外に立地、「×」は誘導区域外に立地（上表は都市計画区域を対象に整理）

## 5-4 誘導施設の設定

本市の都市機能の立地状況や特性などを踏まえるとともに、誘導施設の方向性に基  
づき、以下のとおり誘導施設を設定します。

表 誘導施設とする施設

機能	分類	誘導施設の設定	
行政機能	市役所本庁舎	全市民を対象とした総合的な行政機能を有するため、 <b>誘導施設に設定</b> 。	
商業機能	スーパーマーケット	一定規模以上を有する施設については、広域的な集客力が高く、周辺も含めた賑わい創出の拠点となる機能もあるため、床面積 5,000～10,000 m <sup>2</sup> 未満の施設については、 <b>誘導施設に設定</b> 。	
医療機能	病院(病床数 20 床以上を有する施設)	地域医療の中核的役割を担い、全市民を対象とした総合的な医療機能を有するため、 <b>誘導施設に設定</b> 。	
	その他医療施設 (医療・福祉複合施設)	全市民を対象とした専門的・複合的な医療機能を有するため、 <b>誘導施設に設定</b> 。	
教育・文化機能	教育	専門学校等	市外等も含め、若者の誘導・集積に資する機能を有し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 <b>誘導施設に設定</b> 。
	文化・交流	公民館・コミュニティセンター	各地域に必要な施設であるが、多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、「十日町市公民館条例」に基づく、市全域を対象とした事業を担うものは、 <b>誘導施設に設定</b> 。
		図書館	各地域に必要な施設であるが、多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、「十日町情報館条例」に基づく図書館(分室を除く)は、 <b>誘導施設に設定</b> 。
		博物館・美術館	多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 <b>誘導施設に設定</b> 。
		体育館	多様な世代が利用し、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 <b>誘導施設に設定</b> 。
		その他交流機能	全市民を対象とし、多様な活動・交流を支援する機能を複数有する施設、または、市外からの利用者が想定される各種イベント等の開催が可能であり、市の文化活動の中心拠点となる機能は、まちなかでの賑わい・交流の創出に寄与する施設であるため、 <b>誘導施設に設定</b> 。

# 5. 誘導施設

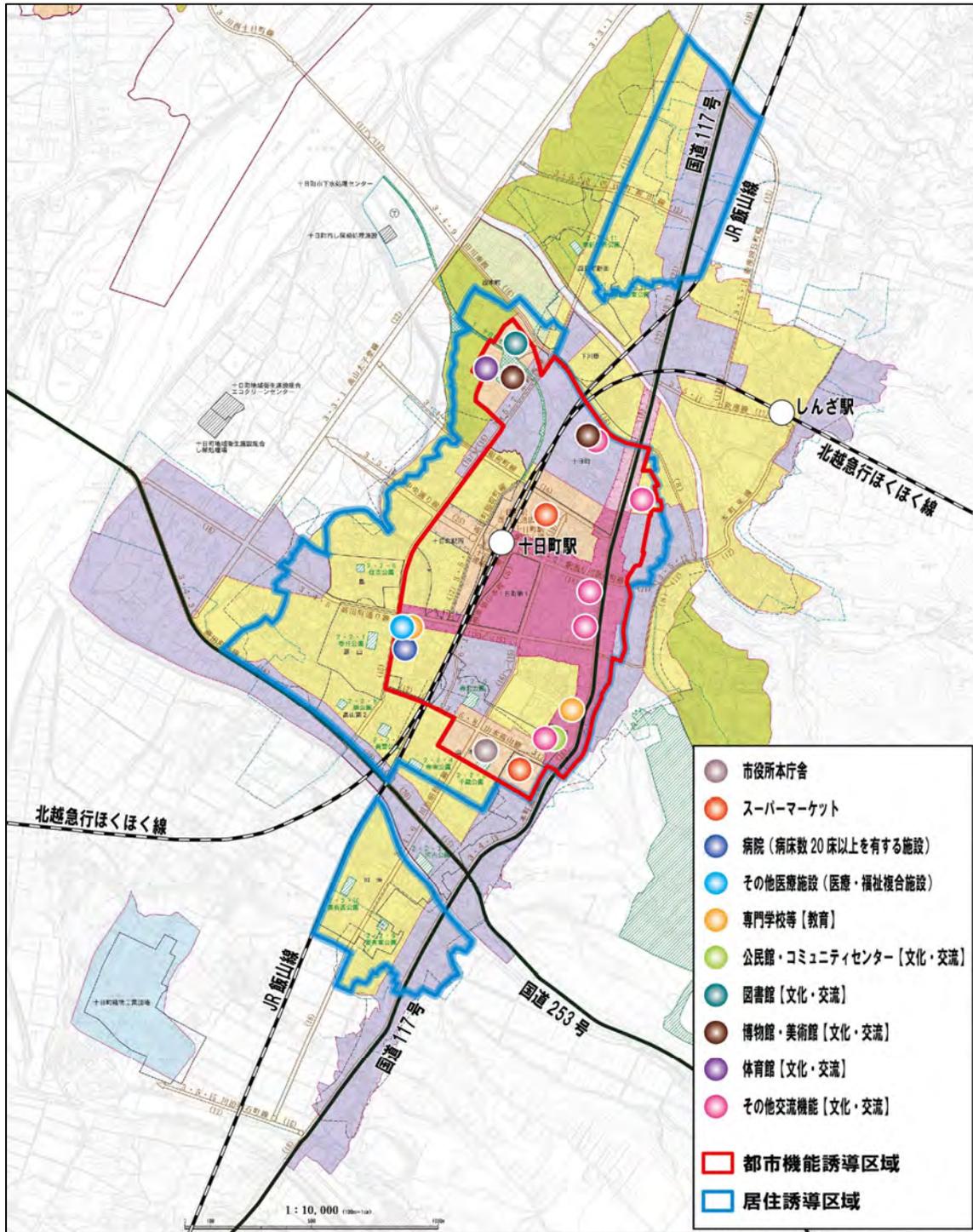


図 誘導施設の分布図

なお、以下の施設については、各地域にも必要な施設であるため誘導施設に設定しないものとします。今回誘導施設としない施設でも、拠点的な機能を有するものは、今後、本計画の評価・見直しを行うタイミングで、本市を取り巻く状況の変化等を考慮しながら、必要に応じて、誘導施設への設定を検討します。

表 誘導施設としない施設

機能	分類	
介護福祉機能	地域包括支援センター	
	高齢事業施設	
	障がい事業施設	
子育て機能	認定こども園・保育所	
	児童センター	
	子育て支援センター	
商業機能	スーパーマーケット(床面積5,000~10,000㎡未満以外のもの)、ドラッグストア	
医療機能	診療所	
金融機能	銀行	
	J A・郵便局	
教育・文化機能	教育	小学校
		中学校
		高等学校